

2 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第1号および意見書第3号

令和5年3月24日

提出議案

意見書第1号	地方の鉄道路線の便数維持・利便性確保に向けた国の積極的関与を 求める意見書(案) ……………	2
意見書第2号	精神障害者を福祉医療費助成制度(マル福)の対象とすることを求め る意見書(案) ……………	4
意見書第3号	保育士、福祉・介護職員などのケア労働者の処遇改善と職員配置基準 の見直しを求める意見書(案) ……………	6

意見書第1号

地方の鉄道路線の便数維持・利便性確保に向けた国の積極的関与を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年3月24日

草津市議会議長

中嶋 昭雄 様

提出者

草津市議会議員

田中 香治

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

意見書第1号

地方の鉄道路線の便数維持・利便性確保に向けた国の積極的関与を求める意見書（案）

令和5年3月18日付で行われた西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）によるダイヤ改正により、JR琵琶湖線およびJR草津線において一部が減便となり、特にJR草津線においては、始発の繰り下げと終電の繰り上げがされることとなった。両路線は、本市及び周辺地域における非常に重要な移動手段である。

このダイヤ改正は市内外の利用者の利便性を低下させ、それを原因として更なる鉄道の利用者離れが進行すると想定される。特に「始発の繰り下げ」は、通勤・通学する利用者に影響を及ぼすものである。

よって、国におかれては、特に利用者の少ない地方のJR路線など経営の厳しい路線の便数維持及び利便性確保に係る下記の事項について、特段の措置を講じられることを強く要望する。

記

1. 特に地方の鉄道路線の便数見直し等については、鉄道事業者が示す輸送密度や経営状況による短絡的な議論となることのないよう、国は鉄道事業者に対して要請を行うこと。
2. 地方の鉄道路線の便数維持に支障を来すことのないよう鉄道事業者の経営基盤の安定化を支援するとともに、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築を可能とするため財政支援を充実すること。
3. 国として、県、市町及び地域等が行うJR草津線を含む鉄道路線の利用促進の取組への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月24日

滋賀県草津市議会
議長 中嶋 昭雄

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

あて

意見書第2号

精神障害者を福祉医療費助成制度（マル福）の対象とすることを求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年3月24日

草津市議会議長

中嶋 昭雄 様

提出者

草津市議会議員

遠藤 覚

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

意見書第2号

精神障害者を福祉医療費助成制度（マル福）の対象とすることを求める意見書（案）

平成5年に改正された障害者基本法では、これまで医療の対象であった精神障害者が、身体・知的障害者と同様に障害者福祉の対象と位置付けられ、国や地方自治体の福祉施策を整備する根拠となりました。しかし、滋賀県の福祉医療費助成制度（重度心身障害者（児）（マル福））の対象者は、身体障害者手帳の交付を受けており身体障害の程度が1・2級に該当する方、身体障害の程度が3級に該当し知的障害の程度が中度に該当する方、および知的障害の程度が重度に該当する方、特別児童扶養手当支給対象児童で1級に該当する児童となっており、精神障害者は対象外となっています。よって、草津市議会は、滋賀県に対し、次の項目の早期実現を求めます。

記

1. 精神障害者を福祉医療費助成制度（マル福）の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月24日

滋賀県草津市議会
議長 中嶋 昭雄

滋賀県知事 あて

意見書第3号

保育士、福祉・介護職員などのケア労働者の処遇改善と職員配置基準の見直しを求め
る意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年3月24日

草津市議会議長

中嶋 昭雄 様

提出者

草津市議会議員

小野 元嗣

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

意見書第3号

保育士、福祉・介護職員などのケア労働者の処遇改善と職員配置基準の見直しを求める意見書（案）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年2月から保育士や福祉・介護職員などのケア労働者の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を講じられたところであるが、未だケア労働者の賃金は全産業平均からみて大きく乖離があり、その職責と負担に見合ったものとなっていない。

また、保育士の配置基準は、1948年に国で児童福祉施設最低基準として定められたが、4歳児・5歳児の配置基準は70年以上一度も見直しがされておらず、子ども30人に対して保育士1人とされており、他の0歳から3歳児の保育士の配置基準においても、保育の質を十分確保するには不十分な基準であるため、多くの保育施設では、国基準を上回る保育士を配置しているのが実態である。

一方、福祉・介護職員においても、法令で定められた人員基準を上回る人員配置をしているにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いており、離職の原因となり、また人材確保の阻害要因となっている。

よって、国におかれては、保育士、福祉・介護職員などのケア労働者が、働き続けられる労働環境に向けた改善を図るよう、下記の事項について要望する。

記

1. 保育士、福祉・介護職員などのケア労働者の賃金を全産業平均並みになるまで引き上げる処遇改善およびそれに係る財源を十分確保すること。
2. 保育士の配置基準を引き上げるとともに、障害児保育に対応する保育士等の加配についても配置基準を見直し、地方交付税措置額のさらなる拡充を行うこと。
3. 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
4. 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置基準を引き上げること。また、1人夜勤は解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月24日

滋賀県草津市議会
議長 中嶋 昭雄

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて